平成２１年（フ）第１４５号
熊本県八代市宮地町275番地１　201、住民票上の住所熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋190番地３
債務者　小松　貴広
１　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１４９号
熊本県八代市新町６番１号　104
債務者　久保田玲美（旧姓直江）
１　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１５１号
熊本県八代市井揚町2016番地　２―53
債務者　不働富美子
１　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後１時45分
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第２４２６４号
東京都江東区塩浜２丁目14―11―305
債務者　平尾　　薫
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３８８号
東京都中野区本町５丁目45―３―301
債務者　松本　　力
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３９２号
東京都板橋区蓮根３丁目１―10―301
債務者　比嘉　春菜
１　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８号
東京都足立区保木間１丁目24―３―306
債務者　高田　大介
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３号
東京都世田谷区松原２丁目46―９―901
債務者　田中ふみ代（旧姓有松）
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２６３号
大阪市天王寺区小橋町14番71―504号
債務者　岩本美矢子（旧姓奥地）
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９６８号
大阪市東成区深江南１丁目10番８―201号
債務者　森　　大輔
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９６９号
大阪府寝屋川市三井が丘２丁目９番８―304号
債務者　結城美都子
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００１２号
大阪府寝屋川市田井町８番８号
債務者　酒井　延子
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３１５号
大阪府八尾市八尾木北２丁目56番地の２―203号
債務者　古平　鎮男
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６３号
広島県福山市駅家町大字法成寺569番地１
債務者　松井　克彦
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月９日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２６５号
沖縄県沖縄市胡屋３丁目21番12号　喜屋武アパート３Ｆ中
債務者　佐喜真ミト子
１　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第６６７号
青森市大字小橋字福田19番地
債務者　矢野美代子
１　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係